

緊急事態宣言が、9月30日（木）まで、東京・大阪・兵庫・福岡に延長されました。結婚式場は休業要請の対象施設ではありませんが、お客様が安心してご結婚式を執り行っただけですよう、より一層感染拡大防止に努め、お客様、従業員、取引先の方々の安全に最大限配慮して運営してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都の緊急事態措置等の要請を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、下記事項を自粛させていただきます。

① 結婚披露宴でのアルコール類の提供自粛（法第45条第2項）

② 20時までの営業時間短縮（法第45条第2項）

会場の営業時間に変更はございません。

平日 12：00～18：30、土日祝 10：00～19：00、定休 毎週火曜日・水曜日
で、営業いたします。

ご協力をお願いするにあたり、ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会場見学やお打合せ、挙式・披露宴におきましては、ご来館のお客様に安心いただけるよう、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施のため、社内ガイドラインを設け、適切な対策を講じながら行っております。感染拡大防止の対策において、皆さまにご協力をお願いすることもあるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。皆様にお会いできる日を楽しみにお待ちしております。

※上記については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況、政府・自治体からの要請等により、更新される可能性がございます。その際は改めてご案内申し上げます。